

宇都宮市市民税に関する送付用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、本市が使用する宇都宮市市民税に関する送付用封筒への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の仕様等)

第2条 広告掲載の規格、送付部数、発送日、サイズ、文字色、その他仕様は、市長が別に定める。

2 封筒の発送数は、市が印刷した封筒の数量以内で、市が使用した数とする。

(契約の方法)

第3条 広告掲載に係る契約は、一般競争入札によるものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、随意契約することができる。

2 市長は、一般競争入札に付する価格について、予定価格を定めるものとする。この場合において、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(広告主の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報うつのみや又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、個別に募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載の申込者（以下「申込者」という。）は、申込期限までに、市長に様式第1号、様式第2号及び申込者の組織概要を書面により提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、一般書留又は簡易書留による郵送で行うことができる。

(入札等)

第6条 申込者のうち、予定価格以上で、最高価格の見積書を提出した者（当該者が2人以上いる場合には、抽選により決定した者）を落札者とする。

2 市長は、落札者となるべき者が、宇都宮市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第3条各号のいずれかに該当すると認める場合又は市税を滞納している場合は、他の申込者のうち、予定価格以上で、最高価格の見積書を提出した者を落札者とする。

3 市長は、落札者を決定した場合は、申込者に対し、様式第3号又は様式第4号により

通知する。

(契約の締結)

第7条 市長は、落札者を広告主として、広告掲載に係る契約（以下「契約」という。）を締結する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、落札者の決定のあった日から2週間以内に市長が指定する方法及び媒体により広告掲載の表現、文言、デザイン、色使い等（以下「広告内容」という。）を作成し、提出しなければならない。

2 市長は、広告内容が要綱第3条第1項各号又は掲載基準第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告内容の修正を求めるものとする。

3 広告主は、広告内容の作成及び修正に要する費用を負担しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、見積書の価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（以下「広告掲載料」という。）を一括して納付しなければならない。

(契約の解除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、要綱第8条の規定により契約を解除（以下「契約解除」という。）することができる。

(1) 市長が指定した期日までに広告内容を提出しないとき。

(2) 市長が指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 市長は、落札者が契約の締結を辞退し、又は契約解除した場合は、他の申込者のうち、予定価格以上で、最高価格の見積書を提出した者を落札者とすることができる。

(再募集時の申込みの停止)

第11条 前条第2項の場合において、再度、広告掲載の募集をしたときは、当該落札者は、当該年度において広告掲載を申し込むことはできない。

(広告掲載料の還付)

第12条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

宇都宮市市民税に関する送付用封筒広告掲載申込書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄一

申込者 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)

㊞

担当者

電 話

F A X

宇都宮市市民税に関する送付用封筒広告掲載取扱要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、申込みに際しましては、納税状況を確認することに同意します。

1 広告の掲載を希望する媒体

令和 年度 宇都宮市市民税に関する送付用封筒

2 添付資料

- ・見積書 (掲載媒体ごとに見積書を提出してください。)
- ・申込者の組織概要

見 積 書

1 見積金額

見 積 金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※ 金額の頭に、「¥」又は「金」を記入すること。

※ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を抜いた金額を記入してください。ただし、契約額は、見積金額に消費税等相当額を加えた額になります。

2 見積に付する広告媒体

令和 年度 宇都宮市市民税に関する送付用封筒

上記金額で市民税に関する送付用封筒に広告を掲載したいので、見積いたします。

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市長 佐 藤 栄 一

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名



様式第3号

宇都宮市市民税に関する送付用封筒広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐藤 栄一

令和 年 月 日付で申込みのありました、宇都宮市市民税に関する送付用封筒
広告掲載について、次のとおり決定したので通知いたします。

1 広告掲出する場所

2 広告掲載料

円

3 広告原稿の提出

4 その他

様式第 4 号

宇都宮市市民税に関する送付用封筒広告掲載不決定通知書

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

令和 年 月 日付で申込みのありました，宇都宮市市民税に関する送付用封筒
広告掲載について，次のとおり不決定したので通知いたします。

○ 不決定の理由